

施設等入所者とは

- ・ 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- ・ 国内に住所を有しない者
- ・ 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している者
- ・ 特別養護老人ホーム等、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から5号までに規定する施設に入所又は入居している者